

## 農地を取得した場合の不動産取得税の特例

～ 担い手の農用地利用集積計画等を利用した農地の取得を後押しします ～

### 本則

農地を買くと、通常、次の算式により不動産取得税が課税されます。

$$\text{税額} = \text{取得価格（固定資産課税台帳価格）} \times \text{税率（4\%）}$$

（注）税率は、令和6年3月31日まで、3%とされています。

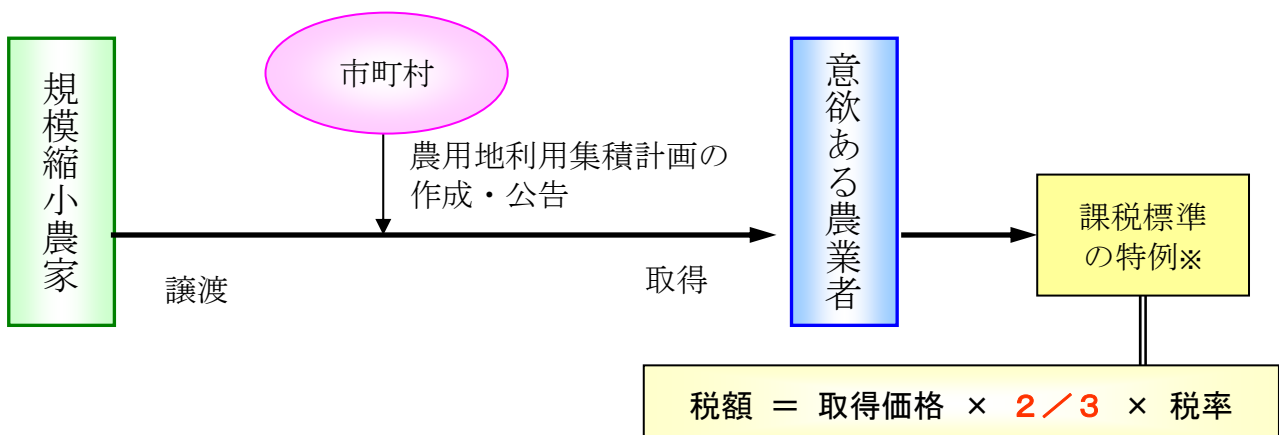
### 特例※

- （1）農用地利用集積計画を活用して農地を買った場合には、不動産取得税の課税標準の3分の1を控除
- （2）農地中間管理機構が、農地売買等事業の実施により農地を買い入れた場合には、不動産取得税の徴収を猶予し、5年以内に売り渡した場合は納税義務を免除

ただし、特例対象農地となる土地は、農用地区域内のものに限りません。

#### （1）農用地利用集積計画を活用して農地を買った場合

（地方税法附則第11条第1項）

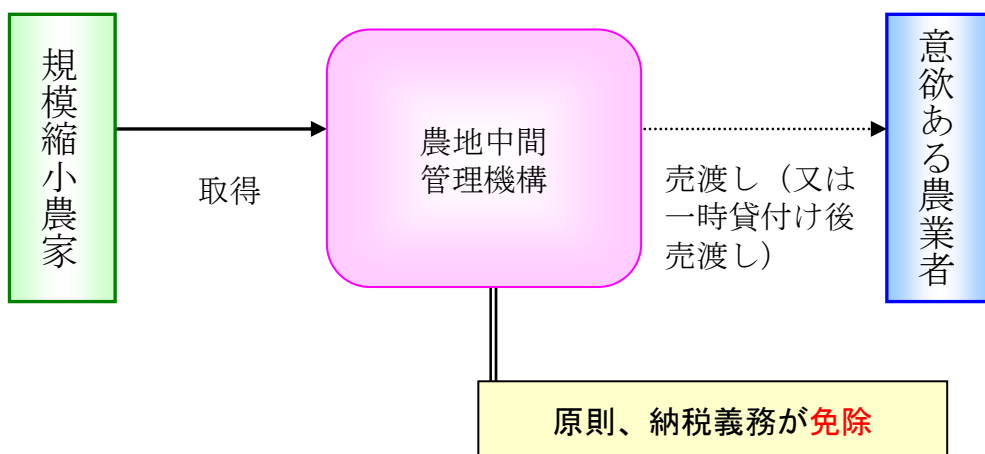


（注1）交換により土地を取得した場合についても、課税標準の特例があります。

（注2）特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限りません。

※ 令和5年3月31日までに取得した場合の特例です。

(2) 農地中間管理機構が農地売買等事業のために買入れた場合  
(地方税法第73条の27の6第1項)



(注) 特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限りません。

担当部署 農林水産省 経営局 農地政策課 企画グループ  
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164  
(ダイヤルイン)03-6744-2150